

## 水産基本計画（平成 29 年 4 月）抜粋

### 資源管理

（資源評価、資源管理目標の設定）

- ・ 沿岸魚種について、関係都道府県との連携を強化しつつ、可能な範囲で資源評価対象種の拡大等を図る。沖合の主要魚種に関しては、数量管理の拡充を念頭に、評価精度向上を図るため、調査船調査、漁獲物調査に加え、外国漁船の動向、海洋環境の変化等の各種情報を収集し、資源評価に取り組める体制の構築を図る。
- ・ 主要水産資源ごとに、維持すべき水準（目標管理基準）や下回ってはならない水準（限界管理基準）といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。

（T A C の設定）

- ・ T A C 対象魚種の拡大については、漁獲対象魚種が多く定置網を始め魚種選択性が低い漁法が多い我が国漁業の操業実態、資源の状況や情勢、科学的知見の蓄積状況等を踏まえつつ、国民生活上又は漁業上重要な広域資源等について、関係者の意見を聴きながら、検討を進める。

（I Q 方式の活用）

- ・ I Q 方式については、試験的な実施の成果も踏まえつつ、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合った I Q 方式の活用方法について、検討を行う。
- ・ 数量管理の充実に当たっては、水揚地において漁獲量を的確に把握する体制整備を検討する。

### 栽培漁業

（種苗放流による資源造成）

- ・ 漁獲管理や漁場整備と一体となった種苗放流を推進する。
- ・ 種苗放流の効果を高めるため、遺伝的多様性に配慮しつつ、成長した放流種苗を全て漁獲するのではなく、親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組を一層推進する。
- ・ 種苗放流尾数が減少傾向にある広域種については、海域栽培漁業推進協議会が策定した広域プランを勘案して、関係都道府県が行う種苗生産や放流等の取

組を推進する。

(効率的かつ効果的な栽培漁業)

- ・ 種苗放流に当たっては、地域の実情、海域の特性等を踏まえ、漁獲量に有意な変化を見込める規模による放流、対象種の重点化や放流適地への集中化に取り組む。
- ・ 特に対象種については、目標とする安定した資源状況が達成された際には漁獲管理に重点を移す等、柔軟な対応を図る。

### 流通・加工

(産地卸売市場の改革と生産者・消費者への利益の還元)

- ・ 水産資源の有効利用を図りつつ、消費者ニーズ等に応じた水産物を供給するためには、漁業者、水産加工業者、流通業者等の関係事業者が、創意工夫を發揮しつつ、自ら又は相互に連携し、漁獲物の品質管理、低・未利用魚の有効活用、新たな商品開発や販路開拓等に取り組む必要がある。そのためにも、水産加工業等の役割は重要であり、HACCPや最新の冷凍技術等による品質・衛生管理体制の強化、省力化等の新たな技術・生産体制の導入等を進めるとともに、漁業生産の安定・拡大、冷凍・冷蔵施設の整備、水揚げ集中時の調整保管による供給平準化等により、漁業と連携した原料確保を図る。
- ・ 水産物の流通については、IT等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術も活用しつつ、従来の多段階流通の有用性を生かしながら、非効率な部分を解消し、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する。このため、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっていることを踏まえ、このような多様な流通ルート of 構築による取引の選択肢の拡大等を促す。この観点から、市場の統廃合、買受人の拡大及び新技術・新物流体制の導入を含む流通機構の改革が進むよう、国として、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討して、方向性を示すこととする。さらに、水産物の輸出促進にも資する観点から、トレーサビリティの導入に向けたガイドラインを策定し、その普及に努める。

### 遠洋・沖合漁業

(規制緩和)

- ・ 資源管理や漁業調整上の必要性から漁船のトン数制限等の様々な規制が存在し、効率的な操業の実現を妨げている側面がある。沖合漁業については、数

量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、資源管理の方法も含め、規制緩和の在り方等について引き続き検討し、成案を得る。

(構造改革の推進と許可制度の検討)

- ・ 沖合漁業については、合理的・効率的な操業体制への移行等、漁船漁業の構造改革を引き続き推進するとともに、資源変動に対応した操業・水揚げ体制及び漁業許可制度を検討する。

(資源及び漁場の確保)

- ・ 世界各地に展開する我が国遠洋漁業の資源及び漁場を確保するため、国際機関における資源管理において引き続きリーダーシップを発揮し、公海域における資源の持続的利用の確保を図るとともに、海外漁業協力等の推進や入漁国の制度等を踏まえた多様な方式での入漁等を通じ海外漁場での安定的な操業の確保を推進する。

## 養殖・沿岸漁業

(国際競争力のある漁業経営体の育成とこれを担う人材の確保)

- ・ 我が国の漁業においては、持続的な水産資源の利用の重要性がますます高まるとともに、水産物の消費量が伸び悩む中で、多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給が求められている。また、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進め、国際競争力を強化していくことが重要な課題となっている。このような課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体（以下「担い手」という。）として位置付けることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。
- ・ 漁業活動による環境保全や国境監視、海難救助等漁業の多面的機能を維持・増進するために必要な施策については、担い手以外の漁業者の役割も十分考慮しながら、講じなければならない。

(魚類・貝類養殖業等への企業の参入)

- ・ 漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定等を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討し、成案を得る。

#### (持続可能な養殖業の確立)

- ・ 養殖業は、同一漁場の利用を継続するために環境への配慮が必要という課題のほか、種苗の安定供給、収益性の向上、需給のバランス、高付加価値化の実現等の課題をそれぞれの品目によって有していることから、以下の取組（漁場環境等への負担が少ない養殖、安定的かつ収益性の高い経営の推進、安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進等）を行う。

#### 漁協

- ・ 漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、その期待に応えていけるようにするため、こうした浜プラン等の企画・策定、実行など全てのプロセスにおいて漁協による漁業者のサポートを推進する。
- ・ 都道府県域ごとの実情に応じた広域での漁協合併、信用事業の健全性強化、繰越欠損金の解消など、漁協系統組織の経営・事業基盤強化の改革を促進する。
- ・ 漁業者の所得向上に向けて、販売事業の強化や浜プランの着実な実行等が漁協に求められており、多様な人材の登用・活用が必要となっている。
- ・ 漁協によるコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に国や地方公共団体が実施する。

#### まとめ

- ・ 数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、引き続き検討を行う。